

適格請求書等保存方式 の概要

- インボイス制度の
理解のために -

令和5年10月1日

**消費税の仕入税額控除の方式は
適格請求書等保存方式に**



この社会あなたの税がいきている

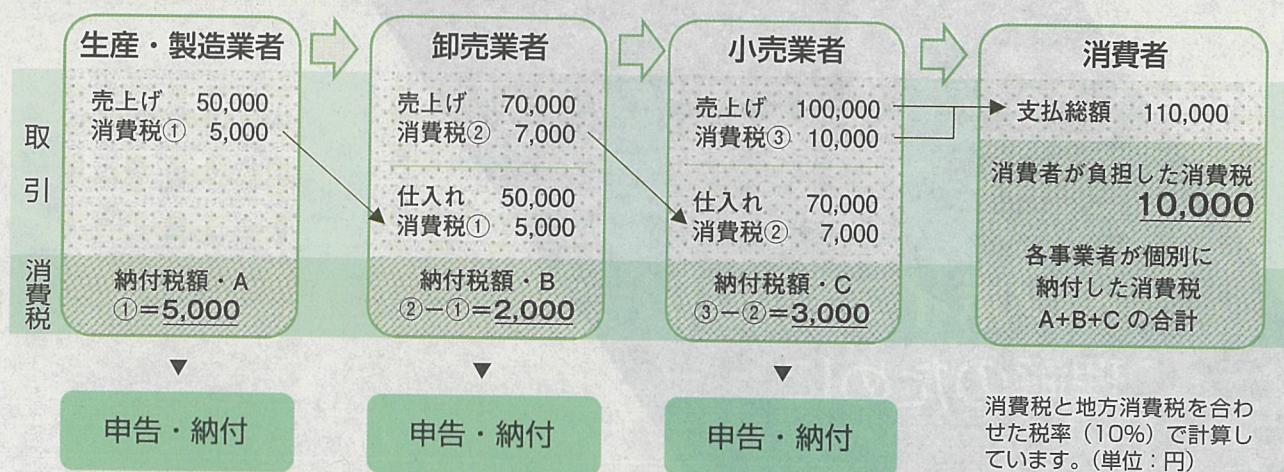
(令和2年6月)

消費税の基本的な仕組み

消費税とは

- 商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課される税です。
- 最終的に商品等を消費し又はサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付します。

消費税の負担と納付の流れ



- 税率は、
標準税率 10%
軽減税率 8%
の**複数税率**です。

⇒ 軽減税率制度については P3

	標準税率	軽減税率
消費税率	7.8%	6.24%
地方消費税率	2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
合計	10%	8%

* 令和元年 10月 1日～

用語

課税事業者と免税事業者

- その課税期間※1の基準期間※2の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者は消費税の納税義務者となり、消費税の申告及び納付を行う必要があります（「課税事業者」といいます。）。
- 基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、原則として消費税の納税義務が免除され、消費税の申告を行う必要はありません（「免税事業者」といいます。）。
- 免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

詳しくは…

消費税の一般的な事柄及び手続
については、
「消費税のあらまし」
(国税庁 HP) 等をご覧ください。

消費税額の計算方法等

- > 課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて（「**仕入税額控除**」といいます。）計算します。※。

- 仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要です。

※ 基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する「簡易課税制度」を選択できます（事前に届出書の提出が必要です。）。

[参考] 納付税額は、国税の消費税額と、その消費税額から計算した地方消費税額を合計した金額です。

計算方法

$$\text{消費税額} = \frac{\text{課税売上げに}}{\text{係る消費税額※}} - \frac{\text{課税仕入れ等に}}{\text{係る消費税額※}}$$

(売上税額)

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

**課税仕入れ等に
係る消費税額※**
(仕入税額)

仕入税額控除

仕入税額控除の要件

	～令和5年9月 【区分記載請求書等保存方式】	令和5年10月～ 【適格請求書等保存方式】 (いわゆるインボイス制度)
帳簿	一定の事項が記載された帳簿の保存	区分記載請求書等保存方式と同様
請求書等	区分記載請求書等の保存	適格請求書 (いわゆるインボイス) 等の保存

ここが
変わります

適格請求書等保存方式が導入されると…

詳しくは

- 請求書に記載すべき事項が変わります … … … … P 6
- 適格請求書は、登録を受けた事業者のみが交付できます … … … P 5
- 登録を受けた事業者には、適格請求書を交付する義務が生じます … … P 9
- 仕入税額控除の適用を受けるためには、適格請求書等の保存が必要となります … P10
- 税額計算の方法が変わります … … … … P12
- 登録には、申請が必要です … … … … P13

さらに
詳しく

国税庁では、「適格請求書等保存方式に関する Q&A」(インボイス Q&A) を公表しています。詳しくは、国税庁 HP をご覧ください。

※ このパンフレットは、令和2年4月1日現在成立している法律に基づいて作成しています。

軽減税率制度

軽減税率は、以下の品目の譲渡を対象としています。

軽減税率の対象品目

飲食料品

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（酒類を除きます。）をいい、一定の要件を満たす一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

※ 食品表示法に規定する「食品」とは、全ての飲食物をいい、人の飲用又は食用に供されるものです。
また、「食品」には、「医薬品」「医薬部外品」及び「再生医療等製品」が含まれず、食品衛生法に規定する「添加物」が含まれます。

新聞

軽減税率の対象となる新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものをいいます。

《軽減税率の対象となる飲食料品の範囲》

軽減税率対象

標準税率対象

酒類



テイクアウト・宅配等



外食



飲食料品

（食品表示法に規定する食品）

II

人の飲用又は食用に供されるもの

一体資産



ケータリング等

有料老人ホーム等で
行う飲食料品の提供

医薬品・ 医薬部外品等



「一体資産」とは、例えば紅茶とティーカップのセット商品のように、食品と食品以外の資産があらかじめ一体となっている資産で、その一体となっている資産に係る価格のみが提示されているものをいいます。

「一体資産」のうち、税抜価額が1万円以下であって、食品の価額の占める割合が2／3以上の場合、全体が軽減税率の対象となります（それ以外は全体が標準税率の対象となります。）。

さらに 詳しく

軽減税率制度に関するより詳しい情報は、国税庁 HP 内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。
(リーフレットや Q&Aなどを掲載しています。)

区分記載請求書等保存方式

令和元年10月1日
～令和5年9月30日

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、区分記載請求書等の交付や記帳などの経理（区分経理）を行う必要があります。

課税事業者の方は、仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要です（区分記載請求書等保存方式）。

帳簿と区分記載請求書等の記載事項

帳簿の記載事項	区分記載請求書等の記載事項
<p>① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)</p> <p>④ 対価の額</p>	<p>① 請求書発行者の氏名又は名称</p> <p>② 取引年月日</p> <p>③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨)</p> <p>④ 税率ごとに区分して合計した税込対価の額</p> <p>⑤ 請求書受領者の氏名又は名称※</p> <p>※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、記載を省略できます。</p>

※ 区分記載請求書等保存方式の下では、3万円未満の少額な取引や請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるときは、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

※ 仕入先から交付された請求書等に、「③」の「軽減税率の対象品目である旨」や「④税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

帳簿と区分記載請求書等の記載例

請求書	
株○○御中	XX年11月2日
割り箸	550円
牛肉	5,400円
合計	43,600円 (10%対象 22,000円) (8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	

税率ごとに区分して合計した税込対価の額

税率(10%、8%)の異なるごとに合計した税込金額を記載する。

軽減税率の対象品目である旨

- 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載する。
- 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにする。

総勘定元帳(仕入れ)		株○○	
月	日	摘要	借方
11	2	株△△ 雑貨	22,000
11	2	株△△ 食料品	21,600
⋮	⋮	⋮	⋮

【請求書】

- これ以外に、例えば次のような方法があります。
- 同一請求書内で、商品を税率の異なるごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
 - 税率の異なるごとに請求書を分けて発行する。

【帳簿】

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）

1

適格請求書等保存方式の概要

適格請求書等保存方式とは

- > 複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方法です。
- 買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となります。
- また、買手が作成した仕入明細書等による対応も可能です。

⇒ 仕入明細書等による対応についてはP8

導入時期

- > 令和5年10月1日に導入されます。

適格請求書とは

- > 「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、**登録番号**のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいいます。

- 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

⇒ 記載事項についてはP6

- 適格請求書の交付に代えて、電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することも可能です。

⇒ 電磁的記録の提供についてはP7

- > 適格請求書を交付することができるのは、税務署長の登録を受けた**「適格請求書発行事業者」**に限られます。

- 課税事業者が、登録を受けることができます。

⇒ 登録手続についてはP13

※ 適格請求書発行事業者の登録を受けていない事業者であっても、適格請求書に該当しない請求書等は発行することができます。

※ 登録を受けていない事業者が、適格請求書と誤認されるおそれのある書類を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。

適格請求書の記載事項

- > 適格請求書に必要な記載事項は、以下のとおりです。

○ 様式は、法令又は通達等で定められておらず、必要な事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】

- 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。
- 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等***
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額等*又は適用税率**

請求書 △△商事(株)
登録番号 T012345…

(株)〇〇御中 ← ⑥
11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
	…	
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

① → * 軽減税率対象

スーパー〇〇 東京都…
登録番号 T123456…

XX年11月30日

領収書

品名	数量	金額
ヨーグルト *	1	¥108
カップラーメン *	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		¥324
10%対象		¥241
内 消費税額		¥550
お預り		50
お釣		¥1,000
合計		¥126

* 軽減税率対象

① → ② → ③ → ④ → ⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※両方記載することも可能

※ ⑤の「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理は、一の適格請求書につき、税率ごとに1回ずつとなります。 → 記載に当たっての留意点については P7

記載に当たっての留意点

Point 「税率ごとに区分した消費税額等」の端数処理

- 適格請求書の記載事項である「税率ごとに区分した消費税額等」に1円未満の端数が生じる場合には、一の適格請求書につき、税率ごとに1回の端数処理を行います。
※ 端数処理は、「切上げ」、「切捨て」、「四捨五入」など任意の方法で行うこととなります。
- したがって、「税率ごとに区分して合計した対価の額」に税率を乗じるなどして、計算することとなります【例①】。
※ 例えば、一の適格請求書に記載されている個々の商品ごとに消費税額等を計算し、端数処理を行い、その合計額を「税率ごとに区分した消費税額等」として記載することは認められません【例②】。

【例①：認められる例】

請求書				
○年○月○日				
○○(株) 御中				
※は軽減税率対象				
請求金額		60,197円（税込）		
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト	※	83	167	13,861
ピーマン	※	197	67	13,199
花		57	77	4,389
花鉢		57	417	23,769
8%対象計		受領額	27,060	端数処理 2,164
10%対象計		受領額	28,158	端数処理 2,815

《計算例》

- ・ 税率ごとに、個々の商品に係る「税抜金額」を合計
→ 8%対象：27,060円（税抜き）
10%対象：28,158円（税抜き）
- ・ それぞれ、消費税額を計算
(税率ごとに端数処理1回ずつ)
→ 8%対象： $27,060 \times 8 / 100 = 2,164.8 \rightarrow 2,164$ 円
10%対象： $28,158 \times 10 / 100 = 2,815.8 \rightarrow 2,815$ 円
- ⇒ 適格請求書の記載事項として認められる。

【例②：認められない例】

請求書				
○年○月○日				
○○(株) 御中				
※は軽減税率対象				
請求金額		60,195円（税込）		
品名	数量	単価	税抜金額	消費税額
トマト	※	83	167	13,861
ピーマン	※	197	67	13,199
花		57	77	4,389
花鉢		57	417	23,769
8%対象計		受領額	27,060	端数処理 1,108
10%対象計		受領額	28,158	端数処理 1,055
合算				
		受領額	2,163	438
		受領額	2,814	2,376

《計算例》

- ・ 個々の商品ごとに消費税額を計算
(その都度端数処理)
- ・ 計算した消費税額を、税率ごとに合計
⇒ 個々の商品の数だけ端数処理を行うこととなり、
適格請求書の記載事項としては認められない。

※ 個々の商品ごとの消費税額を参考として記載することは、差し支えありません。

適格請求書に係る電磁的記録の提供及び保存

- 適格請求書発行事業者は、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録（適格請求書の記載事項を記録した電子データ）を提供することができます。
- 提供した電磁的記録は、一定の要件を満たした方法で保存する必要があります。
- 電磁的記録の提供を受けた事業者は、電磁的記録を一定の要件を満たした方法で保存することで、仕入税額控除の適用を受けることができます。

提供した（提供を受けた）電磁的記録の保存要件や具体的な保存方法等については、「インボイス Q&A」（国税庁HP）をご覧ください。

Point

仕入明細書等による対応

- 適格請求書等保存方式においても、買手が作成する一定の事項が記載された仕入明細書等を保存することにより仕入税額控除の適用を受けることができます。
- その場合、記載する登録番号は課税仕入れの相手方（売手）のものとなる点や、現行と同様、課税仕入れの相手方（売手）の確認を受けたものに限られる点に留意が必要です。

【例】

② 課税仕入れの
相手方の登録番号

課税仕入れの相手方の確認を受ける方法として、この例のような文言を記載し、相手方の了承を得ることも可能です。

仕入明細書等の記載事項

- | | |
|--|---|
| ① 仕入明細書等の作成者の氏名又は名称 | ④ 課税仕入れの内容（軽減税率の対象品目である旨） |
| ② 課税仕入れの相手方の 氏名又は名称
及び 登録番号 | ⑤ 税率ごとに区分して合計した課税仕入れに係る
支払対価の額及び適用税率 |
| ③ 課税仕入れを行った年月日 | ⑥ 税率ごとに区分した消費税額等 |

その他…

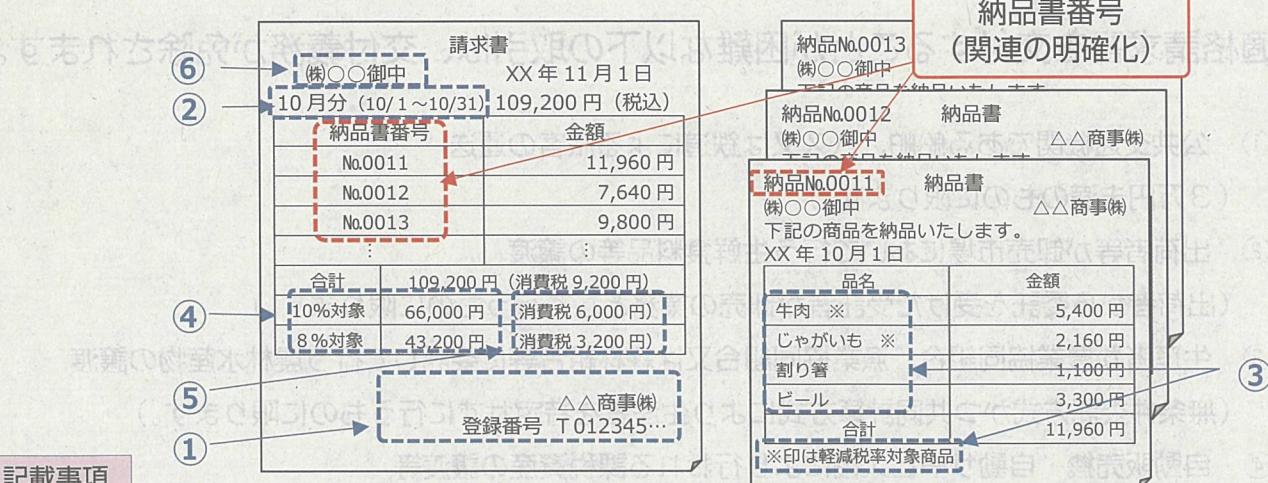
- 相手方への確認の方法
- 適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合
- …等、詳細については、
「インボイス Q&A」
(国税庁HP) をご覧ください。

Point

複数の書類による対応

- 適格請求書とは、一定の記載事項が記載された請求書、納品書等の書類をいいますが、一の書類のみで全ての記載事項を満たす必要はありません。
- 例えば、請求書と納品書など、相互の関連が明確な複数の書類全体で記載事項を満たしていれば、これら複数の書類を合わせて一の適格請求書とすることが可能です。

【例：請求書と納品書で記載事項を満たす場合】



記載事項

- | | |
|-------------------------------|--|
| ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号 | ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
(税抜き又は税込み) 及び適用税率 |
| ② 取引年月日 | ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等 |
| ③ 取引内容 (軽減税率の対象品目である旨) | ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称 |

売手の留意点 (適格請求書発行事業者の義務等)

適格請求書発行事業者の義務

- > 適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

○ 適格請求書の交付義務

取引の相手方（課税事業者）の求めに応じて、適格請求書（又は適格簡易請求書）を交付する義務

○ 適格返還請求書の交付義務

売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務

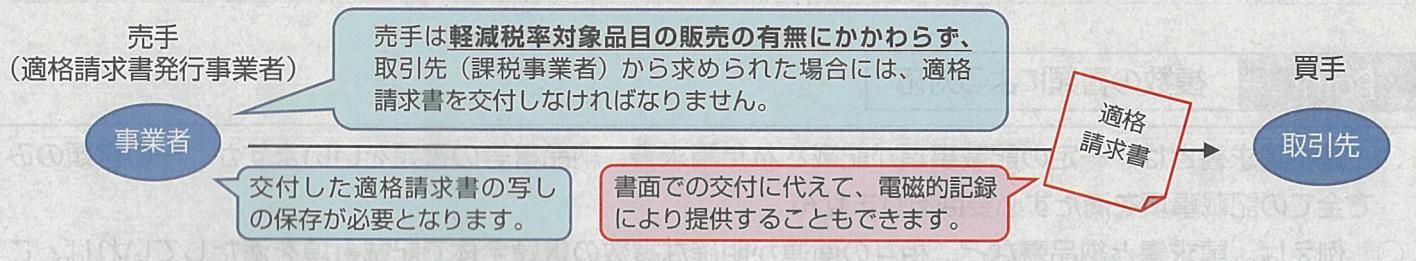
○ 修正した適格請求書の交付義務

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）に誤りがあった場合に、修正した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）を交付する義務

○ 写しの保存義務

交付した適格請求書（又は適格簡易請求書、適格返還請求書）の写しを保存する義務

※ 適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



交付義務の免除

- > 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

交付方法の特例：媒介者交付特例（委託販売等における特例）

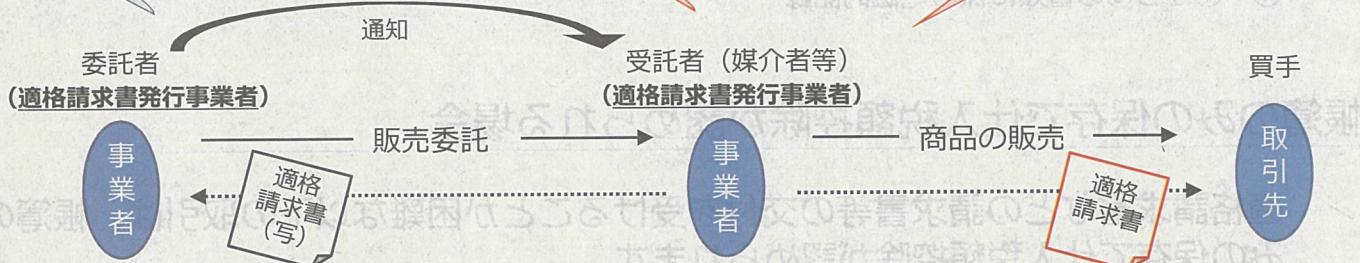
業務を委託する事業者（委託者）が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（媒介者等）を介して行う課税資産の譲渡等について、委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者等が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます。

【例：委託販売】

受託者に対し、適格請求書発行事業者である旨の通知をする必要があります。

適格請求書の「写し」を委託者に交付する必要があります。

受託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付できます。



※ 委託者及び受託者の双方において適格請求書の写しを保存する必要があります（委託者に対して交付する適格請求書の写しについては、一定の場合、受託者の作成した精算書でも差し支えないものとされます。）。

詳しくは…

具体的な対応方法等については、「インボイス Q&A」（国税庁HP）をご覧ください。

【参考】 売手とは異なる別の者（適格請求書発行事業者に限りません。）が、売手に代理して売手の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を買手に対し交付する方法（代理交付）も認められます。

4 買手の留意点 (仕入税額控除の要件)

仕入税額控除の要件

> 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

○ 帳簿の記載事項は、区分記載請求書等保存方式と同様です。

⇒ 帳簿の記載事項については P4

> 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

○ ただし、一定の期間は、一定の要件の下、仕入税額相当額の一定割合を、仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

⇒ 課税仕入れに係る経過措置については P12

保存が必要となる請求書等の範囲

> 仕入税額控除の要件として保存が必要となる請求書等には、以下のものが含まれます。

- ① 売手が交付する適格請求書又は適格簡易請求書
- ② 買手が作成する仕入明細書等
(適格請求書の記載事項が記載されており、相手方の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類
(P9「交付義務の免除」②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

> 適格請求書などの請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① 適格請求書の交付義務が免除されるP9「交付義務の免除」①④⑤に掲げる取引
- ② 適格簡易請求書の記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業を営む事業者が適格請求書発行事業者でない者から、古物、質物又は建物を当該事業者の棚卸資産として取得する取引
- ④ 適格請求書発行事業者でない者から再生資源又は再生部品を棚卸資産として購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

Point その他の現行（区分記載請求書等保存方式）との相違点

- 現行においては、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、適格請求書等保存方式の導入後は、これらの規定は廃止されます。
- また、現行では、仕入先から交付された請求書等に「軽減税率の対象品目である旨」や「税率ごとに区分して合計した税込対価の額」の記載がないときは、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができますが、適格請求書等保存方式の導入後は、このような追記をすることはできません。

Point 簡易課税制度を選択している場合

- 簡易課税制度を選択している場合、課税売上高から納付する消費税額を計算することから、適格請求書などの請求書等の保存は、仕入税額控除の要件ではありません。

5

税額計算の方法等

税額計算の方法

- 令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、「積上げ計算」又は「割戻し計算」を選択できます。

- ① 適格請求書に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割戻し計算」

《 売上税額 》

【積上げ計算】

適格請求書に記載した消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です（適格請求書発行事業者のみ可）。

【割戻し計算】（原則）

税率ごとに区分した課税資産の譲渡等の税込価額の合計額から算出したそれぞれの課税標準額に、7.8/100（軽減税率対象の場合は6.24/100）を掛けて計算する方法です。

仕入税額は
「積上げ計算」
のみ適用可

仕入税額は
いずれか選択可

《 仕入税額 》

【積上げ計算】（原則）

適格請求書に記載された消費税額等の合計額に78/100を掛けて消費税額を算出する方法です。

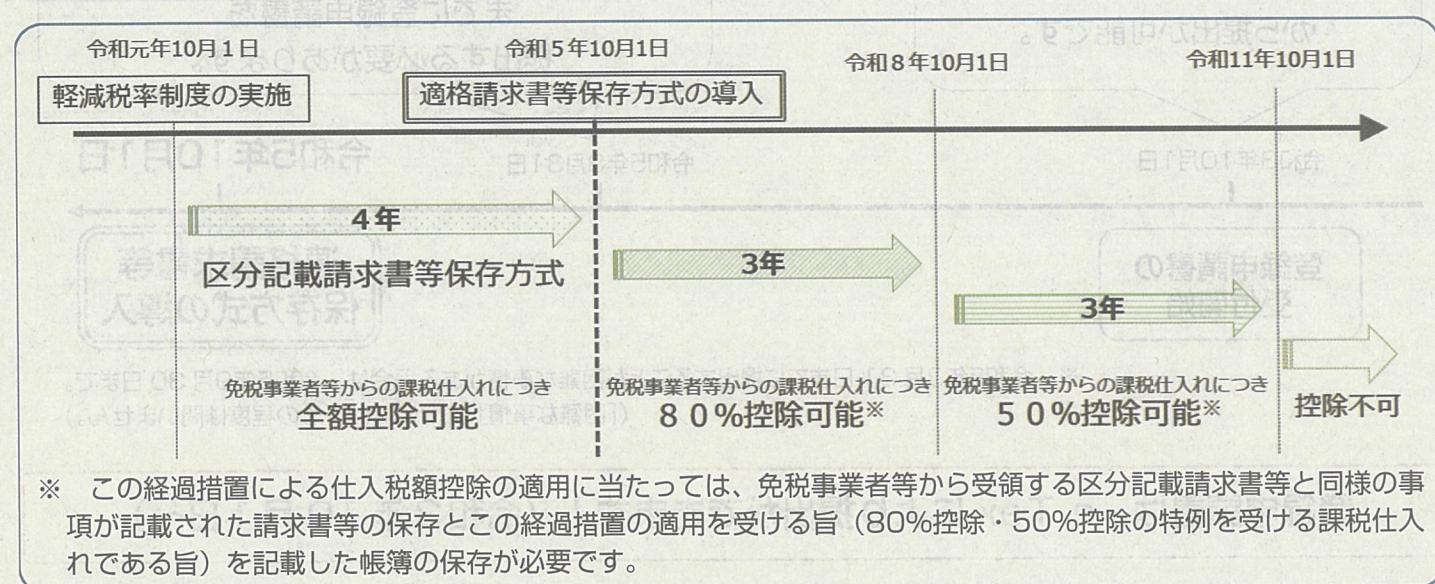
【割戻し計算】

税率ごとに区分した課税仕入れに係る支払対価の額の合計額に、7.8/110（軽減税率対象の場合は6.24/108）を掛けて計算する方法です。

- 売上税額について、「積上げ計算」を選択できるのは、適格請求書発行事業者に限られます。
- 売上税額を「積上げ計算」により計算する場合には、仕入税額も「積上げ計算」により計算しなければなりません。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者（以下「免税事業者等」といいます。）から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用受けることができません。
- ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



* この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

6

適格請求書発行事業者の登録申請

登録を受けるには

- > 登録申請書を提出する必要があります。

- 登録を受けようとする事業者は、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」(以下「**登録申請書**」といいます。)の提出が必要です。

⇒ 免税事業者の登録手続については P14

申請から登録までの流れ

- > 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知※及び公表が行われます。

※ 税務署から登録通知書が交付されます。

- > 公表情報は、インターネットを通じて確認することができます。

- 通知される登録番号の構成は、以下のとおりです。
- ・法人番号を有する課税事業者
T + 法人番号
 - ・上記以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）
T + 13 桁の数字

- 確認できる事項は以下のとおりです。

- ・適格請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ・登録番号、登録年月日（取消、失効年月日）
 - ・法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
- ※上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には
- ・個人事業者：主たる屋号、主たる事務所の所在地
 - ・人格のない社団等：本店又は主たる事務所の所在地

登録申請のスケジュール

登録申請書は
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始

令和5年10月1日から登録を
受けるためには、原則として
令和5年3月31日※
までに登録申請書を
提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

適格請求書等
保存方式の導入

※ 令和5年3月31日までに提出することが困難な事情がある場合は、令和5年9月30日まで。
(「困難な事情」については、その程度は問いません。)

登録申請書は、e-Tax により提出ができます！（令和3年10月1日～）

免税事業者の登録手続

- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

- 「消費税課税事業者選択届出書」*を提出し、課税事業者を選択するとともに、
- 課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出します。

* 原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

【例①】個人事業者や12月決算の法人が、課税事業者となる課税期間の初日である令和6年1月1日から登録を受ける場合

- ⇒ 課税事業者選択届出書を提出するとともに、登録申請書を令和5年11月30日*までに提出する。

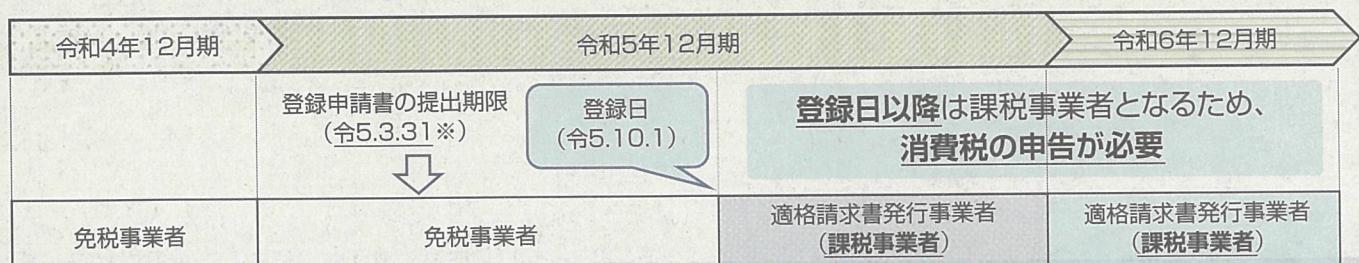
* 課税事業者となる課税期間の初日（令和6年1月1日）の前日（令和5年12月31日）から起算して1月前の日

- ただし、令和5年10月1日を含む課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

- 登録申請書を提出します。

* この場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は必要ありません。

【例②】個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合



Point

登録に当たっての留意点

- 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。
 - 取引の相手方（課税事業者に限ります。）から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません（交付義務）。 ⇒ 適格請求書発行事業者の義務等についてはP9
- 登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に関するお問合せ先

- 適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する一般的なご相談は、以下で受け付けております。
専用ダイヤル 0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）
上記専用ダイヤルのほか、最寄りの税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す
(適格請求書等保存方式及び軽減税率制度以外の国税に関する一般的なご相談は「1」になります。)と、
つながります。税務署の連絡先は国税庁HP(<https://www.nta.go.jp>)でご案内しています。
 - 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実等を確認させていただく必要のある相談）を希望される方は、最寄りの税務署への電話（ガイダンスに沿って「2」を押してください。）により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
 - 適格請求書等保存方式についてさらに詳しくお知りになりたい方は、国税庁HP内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください（適格請求書等保存方式に関する取扱通達やQ&Aなどを掲載しています。）。

